



平成 22 年 8 月 18 日

各 位

会 社 名：株式会社エル・シー・エーホールディングス  
(コード：4798 東証第二部)  
代表者名：代表取締役社長 木下 義和  
問合せ先：常務執行役員 田中 英男  
(TEL：03-3538-2460)

## 「債務超過の猶予期間入り」に関するお知らせ

当社は本日、有価証券報告書を提出し、平成22年5月期において債務超過の状況に陥ったことから、本日の株式会社東京証券取引所発表のとおり、「有価証券上場規程」第601条第1項第5号（債務超過）に該当するため、猶予期間入りいたしましたので、お知らせいたします。

### 記

#### 1. 対象となる法定開示書類

有価証券報告書（自平成 21 年 5 月 21 日至平成 22 年 5 月 20 日）

#### 2. 債務超過に至った経緯

当社は、平成 22 年 5 月期において、「事業の選択と集中」、「徹底した固定費削減」を主軸とした収益構造改善として、全てのグループ会社の事業について、事業内容やコスト構造、今後の成長戦略を見直し、徹底したコスト削減と組織再編、不採算事業の整理等を行ってまいりました。その結果、第 3 四半期に続き、第 4 四半期も営業利益黒字化を達成し、下半期を通じて営業利益黒字化を実現することができました。

しかしながら、当社グループ会社のリストラクチャリングを行った際の事業撤退損失等による特別損失の計上や修正申告に基づく過年度法人税等の計上等が税引後利益を圧迫する形となり、平成 22 年 5 月期の連結決算において純損失 928,587 千円を計上した結果、235,153 千円の債務超過となりました。

#### 3. 連結財務状態について

株式会社東京証券取引所の「有価証券上場規程」第 601 条第 1 項第 5 号（債務超過）に規定する「純資産の額」とは、「純資産の部の合計額＋特別法上の準備金等－（新株予約権少数株主持分）」であります。当社の連結会計年度（平成 22 年 5 月期）の純資産は△229,718 千円ですが、新株予約権が 4,704 千円、少数持株分が 731 千円であることから、235,153 千円の債務超過となっております。

#### 4. 猶予期間

平成 22 年 5 月 21 日から平成 23 年 5 月 20 日まで

#### 5. 今後の見通し

当社は、債務超過の状態を解消するため、様々な対策を講じてまいりますが、具体的に決定いたしましたら、速やかに発表してまいります。

以 上